

【里親たちが語る】里親が怯える子の一時保護と引き上げ＜資料＞

【問題点：里親には里子の養育を児相と争う権限がない】

一時保護に怯えるのは実親だけではありません。里親、とりわけ「養育里親」と呼ばれる人々は、児相から受託した子と法的な関係（＝養子縁組）を結ばないことから、仮に、誤認での一時保護を強行された場合においても、所管課に不服申し立てをすることができません。一時保護をされる理由は、本当に保護が必要とされる重度な虐待が確認された事案から、関係者が首を捻るような、保護の必要性に疑義が生じる軽微な原因の事案まで様々です。なぜ、一定の基準が児相に存在しないのか？ 原因は様々あるかと思われませんが、今回、私は一つの理由を挙げたいと思います。それは、「児童相談所長の権限が強すぎる」ということです。「誤認保護」というと、我が子を不当に連れていかれてしまった実親と児相の対立関係を思い浮かべますが、ここでいつも問題として考えられるのが、「その保護が果たして必要であったのか」どうか、という点です。児童福祉法第33条によると、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認めるとき…疑わしい事案は保護することを基本方針として対応するといった内容があります。児相所長が疑わしいと判断すれば、問答無用でこどもと家族を、行政が簡単に引き離すことができるのです。今の法の下の上ままでは、到底、民主主義国家とは言い切れず、保護に怯える恐怖は、実親だけでなく、我々里親も例外ではありません。内部にいるからこそ、実態を知る里親たちが、児相に対し、「本音では喋れない」といった話も往々にして耳にします。私は養育里親として活動を開始してから数年が経ちますが、行政と国民の間で、こういった歪みが生じていることに対し危機感を覚えています。もちろん、大前提として、子の命が守られない重大事案は防がなければなりません。救いきれなかった命に対し、国民は所管課の児童相談所を責める構図が続いています。しかし、だからと言って、引き離されるべきではないところから、こどもが、別の場所へと連れていかれてしまった場合、実親・里親家庭の苦しみはさることながら、子が受ける心理的ショック・ストレスは計り知れないのです。

私は、たとえば里親の権限（里子の養育継続について意見表明ができる、または、たとえ引き上げ後であっても、子が望めば面会が可能になるなど）が認められるようになることは、子の権限を守ることと同義であると考えています。たとえ法的な関係を結んでいなくても、同じ屋根の下で住んでいながら、愛着関係を結んできた親子を、本来、誰が「家族ではない」と決められるのでしょうか？ 里子にとっては、家族は実親家庭に限らず、子を支えたコミュニティの存在もまた、彼らにとっての第二、第三の家族となるのです。しかし現行の制度の上ままでは、一度引き上げられた里親子の面会への道のりは非常に険しく、ほとんどの里親子は、再会を諦め、家族としての関りを断念せざるを得ません。里子の意見表明を擲り上げること、そして、彼らの心のケアを第一に、もう一步、里親子の絆の大切さについて、皆さまに知っていただきたいの思いで、私が知る事例について、許可をいただけたご家族の話をご紹介します。地方議員の皆さまが、この問題に思いを馳せてくださることは、里親当事者として大変ありがたいことと感じています。一人の里親として、心より感謝申し上げます。下記、ご参考いただけましたら幸いです。

【事例（※居住地、個人情報非開示）】

幼児期から2年以上里子と暮らした元里親。当時、里親は親族の介護も担っており、また、里子自身の特性上の理由から、養育が難しいと感じるときがあった。児相には里親側からSOSを出しており、数回に渡って「レスパイトケア（※理由は問わず、里子を一時的に別の里親や施設に預かってもらえる制度）」を使いたいと嘆願してきた。しかし、里子の精神的な状態から、レスパイトケアを認めてもらえず、やむを得ず「これ以上は見ることができない」と里親が児相に連絡。当日中に、里子の在籍する小学校からの一時保護が強行された。関係機関はその後、「児相に頼むのではなく、市のショートステイ等を利用すればよかった」と元里親に告げたが、児童福祉法に基づく、里親が行う養育に関する最低基準第19条によると、里親は都道府県知事が認めない限り、他の者に里子の委託をしてはならない（※再委託の禁止）とあり、八方ふさがりの状態だった当時の元里親には、児相がレスパイトケアを許可しない限り、子を第三者に再委託することなど不可能だった。結果的に、適切なケアなく里子は元里親家庭から引き上げられてしまっている。現在は、元里親からの面会の希望に対し、児相からの了承が貰えていない状況。元里親は、里子と離されてしまった事実を非常に後悔しており、「家に帰りたい」と泣き叫んだと聞く里子の心を思うと、「自分をもっと耐えていれば」と自責の念を述べている。

【里親当事者個人として、私が上記の件で考えられること】

いわゆる、里親不調といわれる状況ですが、里親に我慢を強いるのは根本的な問題解決になりません。ケアに必要な里子であれば、より一層、児相からの手厚いフォローが里親に対して必要でした。里親から丁寧に聞き取り調査をせずに、引き上げを児相が判断したこと自体問題と捉えています。制度上、一時保護をされた養育里親は、行政に対し不服申し立てをする権限を持ちません。そのため、児相が判断すれば即日、里親子は他人となり、連絡先も知らされることなく、里子にとっては、数年間の暮らしがなかったこととされ、様々な記憶に大きな穴が空いてしまうこととなるのです。